

20町い介第212号

2020年6月2日

市内居宅介護支援事業所 御中
高齢者支援センター 御中

町田市いきいき生活部
介護保険課長 古味 斉

「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いについて（第11報）の問5」に係る居宅介護支援費の
取扱いについて（通知）

日頃から、町田市の介護保険行政にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標記の件につきまして、下記にご留意くださいますようお願いいたします。
なお、本取扱いは町田市の解釈によるものが含まれています。利用者が他区市町村の被保
険者である場合は各保険者にご確認のうえご対応ください。

記

1 請求可能なケース

- (1) 当初のケアプランでサービス利用が位置付けられていること。
- (2) サービスの利用がなくなったのは新型コロナウイルス感染症の影響が理由であること。
- (3) 当初のケアプランの作成においては、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行っていること。ただし、モニタリングやサービス担当者会議等の実施については、今般の新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いも可能とする。
- (4) サービスの利用実績が存在しないが、居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、支援経過等に記録で残し管理していること。

2 具体的な請求方法等

- (1) 給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出すること。
- (2) サービスの利用実績がなくても、当初予定していたケアプランの計画単位数を給付管理票に記載すること。
- (3) 請求にあたって必要な書類は可能な限り整備すること。ただし、サービスの利用

がなくなったことにより、サービス利用票やサービス提供票等が作成されていない場合は、請求の際にこれらの書類を新たに作成・交付する必要はない。

- (4) 初回加算及び特定事業所加算については、当初予定していたケアプラン作成時に算定要件を満たしていた場合は、算定可能とする。また、その他の加算については、算定要件を満たす場合（臨時的な取扱い含む）は、算定可能とする。

3 適用期間

2020年5月実績分から

※ 取扱いの終了時期については別途通知いたします。

4 介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費

上記1～3の取扱いに準じる。

<問い合わせ>

町田市いきいき生活部介護保険課給付係

電 話 042(724)4366

メール ikiiki050@city.machida.tokyo.jp